

平成29年第17回草津市景観審議会 会議録

■日時：

平成29年10月25日（水）9時30分～12時00分

■場所：

草津市役所8階 大会議室

■出席委員：

秋山委員（会長）、太田委員、杉江委員、田中委員、辻野委員、西委員、福山委員、
正木委員、村上委員、森川委員

■欠席委員：

内田委員、佐野委員、壽崎委員、西尾委員、矢原委員

■事務局：

草津市都市計画部 山本部長、六郷理事、打田総括副部長、
都市計画課 松尾課長、山岡副参事、田村主査、清原主事

■傍聴者：なし

■会議に付した事項：

議事 （1）草津市屋外広告物条例施行規則の一部改正について
その他 （1）びわこ大津草津景観推進協議会について

1. 開会

【都市計画部長あいさつ】

2. 審議会の公開・非公開について

当審議会の公開、非公開の取り扱いについて、事務局より説明。

草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっているが、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっている。

会長より、当議事内容については非公開にする事由はなく、審議経過の透明性を確保するという観点からも当審議会を公開にすべきと提案があり、委員一同了承。

当審議会は公開で行うこととされた。

3. 議事概要

議事については異議なく了承とし、付帯意見として、草津市が目指すべき広告物の規制趣旨を明確にし、市民や事業者への説明責任を果たせるよう、規制の必要性について整理することを付された。

主な意見および質疑は以下のとおり。

(1) 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

【事務局】 <資料について説明>

【委員】

下地等の色彩規制について、モデル地区において現在基準に抵触している、あるいは今回提案している新基準に抵触するものは具体的にどの程度あるのか。

【事務局】

前者も後者もある。新基準を施行した際は、早急に基準に適合させるのが困難な場合、経過措置期間を設けて改善してもらおう。

【委員】

下地の色彩規制について、なぜ黒を用いてはいけないのか。例えば、黒に限りなく近い紺やこげ茶は、黒との差が非常に曖昧であるが、なぜ黒がダメなのかという理由を説明できるのか。色彩の基準について納得してもらうためにも、説得力のある答えを持っておくべきである。

【事務局】

屋外広告物は建築物の壁面に設ける場合もあるが、建築物の色彩については草津市景観計画で定めており、その中で明度3未満の極めて黒に近い色を使わないこととしているため、屋外広告物条例についてもそれに合わせている。ただし、黒に近い色を使用しないこととしている理由は、現時点では明確な回答はできない。事務局としても納得できる理由づけは必要であると考え、他の自治体などに確認し、次回の景観審議会で報告する。

【委員】

色彩の一般基準について「黒および高彩度色を使用しない」とあるが、具体的な数値の基準はあるのか。

【事務局】

一般基準はどの地域でもかかる規制であり、具体的な数字は設けていない。今回見直しを検討しているのは「モデル地区」沿線だけの色彩規制になるが、一般的にも黒または極めて黒に近い色を禁止しているため、モデル地区においても黒は一般基準に抵触するこ

とから避けていただいている。「高彩度」についても、一般基準では数字を定めていないが、モデル地区ではマンセル値で基準を定めている。

【委員】

黒の規制については、国や県の基準をもとに設けられている場合、草津市で明確な理由づけをするのは難しいのではないかと考える。

【委員】

基準として明文化する以上、草津市としても合理的な説明をする必要はあると考える。

【委員】

モデル地区以外の地域で明確な色彩基準はないが、なぜ黒を使用してはいけないのかとかいう問い合わせに対して、明確に答えられるようにはすべきだと考える。他の自治体の意見、特に厳しい規制を設けている彦根市などの考え方を聞きながら、今後は運用基準、さらに必要に応じて規則の中で規制をしていきたい。

【委員】

黒色の規制について、デザイン界など絵を描く立場として、純粋な黒は自然界に存在しない色であり、街並みなどに溶け込まないという意味で、黒が規制されてきたのだと考える。

【委員】

広告物相互間距離規制について、例えばA歯科が先に申請し、後から距離規制がかかる場所でB医院が申請してきた場合、どちらを優先させるのか。先に申請した者は許可し、次の者は許可しないというような早い者勝ちになるのか。

【事務局】

広告物管理システムを入力しており、地図上に許可済みの物件を画面上に示せるようにしているため、看板業者が窓口で相談に来られた際に、どの場所なら掲出できるかについて説明している。早い者勝ちかどうかということについては、乱立を防ぐという趣旨で規制を設けている以上、許可申請の手続きで結果的に順番が生じるのは仕方がないと考える。

【委員】

スライド資料1、8ページ目の左下の文章で、「看板全体の2分の1以下を占めないためOK」とはどういう意味か。

【事務局】

「看板全体の2分の1を占めないためOK」の誤りである。修正する。

【委員】

色彩規制で、白についても、例えば鮮やかな白やオフホワイトなど、同じ白でも多様な白があり、反射するような白は景観上影響が大きいと考えている。白についての考え方はあるのか。

【事務局】

現在の規制内容では、白についてはオフホワイト、真っ白なもの、どのような白でも使用できる。現在のところ、まぶしいところまでの物件はなく、白については昨今課題としていない。

【委員】

広告物の面積のとり方について、文字の面積を詳細に測るのか、それとも文字の部分の囲った枠の部分の面積を文字の面積とするのか。

【事務局】

審査の中では、枠の部分の面積を文字の面積としている。

【委員】

今回の議事は、建築物に附属する広告物は別の扱いか。

【事務局】

色彩規制の方は、建築物についている広告物を含む全ての広告物を対象とし、自家用・非自家用関係なく適用される。相互間距離規制の方は、非自家用の野立広告物・野立広告塔に限る。

【委員】

今回挙げられていないが、いわゆる電飾看板など、しばしば見かける点滅を伴う看板の扱いについては、課題とされていないように感じられる。規則の中では「点滅速度を努めて穏やかなものにする」としか記載されていないが、今後電飾の扱いについてどのように対応するのか。

【事務局】

電飾看板については、指摘の通り限られた内容しか記載していないため、今後こうした課題についても、継続的に考えていくべきであり、県の担当者会議等で各市の意向を確認しながら、提案していきたい。

【委員】

相互間距離規制について、今回の見直しは規制を緩める方向だと認識する。確かに現実住宅街や工場が多いため実際には看板が立っても見えないということは理解できるが、実際何かに困って、この規制を緩めるのかどうかがよくわからない。

【事務局】

本来、新幹線・高速道路に向けた広告物の乱立を防ぐため、一定の範囲で相互間距離規制を設けていたものであるが、現実新幹線や高速道路からは見えないため、当然看板が立つこともない。しかし、この規制によって、例えば幹線道路に向けた看板を立てられなくなり、なぜ規制がかかるのかについて説明ができないため、今回この規制を廃止するものである。

ただし、乱立を防ぐため、当然幹線道路や住居地域にあっては他の基準で補完していくという提案である。

【委員】

今回の改正の趣旨がわからない。市内の広告物をどうしていくかという基本的な大きい考え方があると考えていて、これまで相互間距離300メートルだったものを100メートルにして本当にいいのか。景観から考えて、草津市の看板をどうしていくかという基本的な考え方に関わってくることであり、新幹線や高速道路からという現状意味をなさない言葉はなくして、今まで通りの広告物相互間距離規制をそのまま残してもいいと考える。

【委員】

看板業者としては、今まで新幹線や高速道路に向けた看板を立てていた場所に、幹線道路に向けた看板を立てたい場合が出てくる。

【委員】

新幹線・高速道路からの規制はほとんど実効性がなく、JRや国道から見ると、300メートルの距離規制が厳し過ぎるから100メートルにしたいという思いもわかるが、そこには草津市の理念や意思が感じられない。結局草津市の屋外広告物をどうしたいかというところが見えず、要は「困っている」というのは、「看板を置きたい人が困っている」から規制を変えたいというように聞こえるため、現在の300メートル距離規制が実は広告物が乱立を防ぐために有効な規制になっていたかもしれない。その辺りが、説明が中途半端だと感じる。

【委員】

今回の見直しについて、規制緩和はあまりよくないというような一般論にしてしまうのではなく、この基準については、現状に対して原案が妥当と考える。ただし、事務局としてもう少し考えるべきという意見も散見したため、一度原案の形で実施するという形で審議会からの意見としてまとめるのは、どうか。

【委員】

屋外広告物規制のストーリー立てを、市として少しでも整理してほしい。

【委員】

同意見。パブコメは実施するのか。

【事務局】

規則改正であるため、パブコメは実施しない。

【事務局】 <審議内容のまとめ、答申案の作成>

【事務局】

本審議会の反省点として、議事をわかりやすく説明するためテクニカルな説明が多く、理念的な話や基本的な考え方に関する説明が不足していたと考える。また、日ごろの景観行政についても、実務的な部分に目を向けてしまっており、原点に立ち返り基本的な考え方を整理すべきだった。

ただし、今回の諮問事項については、これまでの審議会でも多く議論していただいております、一旦附帯意見を付していただいた上で一応の了と取り扱わせていただきたいと思います。附帯意見

として、「草津市が目指すべき広告物の規制趣旨を明確にし、市民や事業者への説明責任を果たせるよう規制の必要について整理されたい」ということで、議論を了とさせていただきたいと考える。

その上で次回、草津市の景観に対する理念や草津市独自の考え方等について、委員の納得を得られるような説明を必ず行いたい。

その他案件について、主な意見および質疑は以下のとおり。

(1) びわこ大津草津景観推進協議会について

【事務局】 <資料について説明>

【委員】

看板のマークはどれぐらいの大きさなのか。

【事務局】

マークは直径15センチ程度。看板は、幅21センチ、縦90センチ程度である。

【事務局】

東海道草津宿シンポジウムを11月3日に開催し、滋賀県建築士会から寄贈していた看板をお披露目する。ぜひ参加していただきたい。

4. 閉会

【都市計画部理事あいさつ】

以上